

佐伯市職員の懲戒処分について

佐伯市では、次のとおり、職員の懲戒処分等を行ったので、「佐伯市職員の懲戒処分の公表に関する基準」により、次のとおり、お知らせします。

1 懲戒処分に至った事実の概要

市民生活部清掃課に勤務する本市職員は、平成23年12月30日業務終了後飲酒し、代行タクシー・タクシーを探すため年末のため見つからず、自家用車を運転して帰宅する途中、31日午前1時55分頃佐伯市霞ヶ浦の国道217号沿いの民家に止めていた軽ワゴン車に衝突した。佐伯警察署の取り調べで呼気1リットル当たり0.45ミリグラムのアルコールが検出され「酒気帯び運転」により現行犯逮捕された。

2 懲戒処分を受けた職員及び処分量定

所 属	補職名	年 齢	性別	処分量定
市民生活部清掃課	主 幹	51歳	男	停 職 6か月
市民生活部清掃課	次長兼課長	59歳	男	戒 告（指導監督責任）

3 懲戒処分を行った日

平成24年2月3日